

大北森林組合等補助金不適正受給事案に対する 県の対応状況について

- 大北森林組合等の不適正受給に関する県の対応状況 1
- 大北森林組合が不適正に受給した補助金 2
- 事案における県職員の誤った対応と懲戒処分等 3
- 県職員の意識改革や組織風土の改善等への取組 4

大北森林組合等の不適正受給に関する県の対応状況

- 平成26年12月に事案を組織的に把握し、ただちに部局を横断した調査チームを設け、事案の調査を開始。
- 平成27年1月に事案を公表するとともに、平成27年4月からは、大北森林組合補助金不正受給等検証委員会において事案の徹底した検証を行っていただいた。
- 平成27年7月の検証委員会の検証報告を受け、県では、平成27年8月7日に不適正受給に対する対応方針を定め、法的に最大限可能な補助金返還請求や大北森林組合及び元専務の刑事告発、関係した県職員に対する懲戒処分等を実施。
- 現在、再発防止に向けた森林組合の内部管理体制の強化、県職員の意識改革・県組織の風土改善に取り組んでいる。

年度	平成26年度							平成27年度							平成28年度													
	4	~	12	1	2	3	4	~	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	~	9	~	1	2	3		
事案の究明・検証	●4/8 間伐の未完了事業の把握(※1) 事案の組織的把握(※2)→12/15 ●1/29 (県)事案を公表							●8/7 (県)不適正受給に対する対応方針を公表 ●11/30 検証委員会報告後に県が行った調査の検証結果公表							(委員会)事案に対する県の対応の検証													
組合等への返還請求	(県)書類・現地調査、県職員・組合への聴取調査							案件毎に現地確認など十分な精査を実施したものから、順次、組合等への補助金返還請求を実施							国との精査の結果返還額が確定したものを請求し、直接補助の請求完了 →9/12 ●													
国庫補助金返還	↓ 国への説明の実施 (県)国庫補助金返還等への対応を公表し、関係補正予算を提案→6/10 ● (県)国からの返還命令等に基づき国庫補助金返還等を実施→9/12 ●																											
刑事告発等	組合元専務が警察に出頭→8/29 ●							●8/14 (県)組合等を刑事告発 ●12/11 (地検)組合及び元専務を起訴							組合及び元専務の公判 判決3/28 ●													
県職員の懲戒処分等								(県)聴取調査とその結果を踏まえた懲戒の審査							●12/25 (県)職員25名の懲戒処分等 ●3/25 (県)元職員1名の退職金返納処分													
大北森林組合への指導監督								組合からの弁明 (組合)県へ謝罪→10/5 ●							●1/18 必要措置命令発出 命令のフォローアップ(継続指導) (組合)補助金返還計画策定→5/30 ● 抜本改善を指示、見直し (組合)補助金返還計画見直し→1/27 ● 造林事業への補助金の交付を公表→3/23 ●													
県職員の意識改革等								計画検討 H27行動計画の取組実施 H27行動計画策定→10/27 ● (委員会)取組状況の検証→3/16 ●							H28行動計画の取組実施 ●4/15 (県)H28行動計画策定													

(※1) 北安曇地事林務課担当者が組合の間伐事業において未完了事業の存在を把握。平成26年4月10日に林務部担当課に報告されたものの、組合が未完了部分を実施する意向であったことなどから早期完了という誤った指示

(※2) 平成26年12月4日に組合から林務課担当者に森林作業道整備に関し、不適正な申請を継続してきたことを疑わせる発言があり、同月15日に組織的に共有されたことから県での調査が開始

大北森林組合が不適正に受給した補助金

- 大北森林組合が不適正受給した補助金は、県の調査、委員会での検証、国との精査の結果、約14億52百万円。
- このうち約4億71百万円は、組合が受領した補助金に相当する事業がなく、明らかに組合が不当な利益を得ていた。
- 残る約9億82百万円は、実施内容や時期は不適正であり、補助金返還等が必要となったものの、間伐等の施業が行われており(※)、受領された補助金は森林の整備に使用されていた。

※:一部未完了のものがある

大北森林組合が不適正に受給した補助金(約14億52百万円)

造林関係補助事業(約13億5百万円)

造林関係補助事業以外
(約1億47百万円)

森林作業道
(未施工)
336件 約4億71百万円

・現状も全く工事が行われていない、または軽微な補修等が実施されているのみで補助金に相当する事業が実施されていないもの

森林作業道
(未施工以外)
50件 66百万円

・申請すべき単価の適用が不適正であるが、工事そのものは実施されているもの 等

間伐等
347件 約7億68百万円

・交付申請時には、施業が完了していなかったが、現時点では相応の施業が実施されているもの
・伐採率等が補助条件に適合していないが、一定の作業は実施されているもの 等

林内路網関係事業
(町道と重複等していたものの工事は実施)
5件 約1億12百万円

集約化関係事業
(補助対象である集約化は実施されたものの、事後的な要件である間伐等が未実施)
28件 約36百万円

【約4億71百万円】

受領した補助金に相当する事業がほとんどなく、その大半は、明らかに組合が不当に資金を得ていた。

未完了部分約6百万円

【約9億82百万円】

実施内容や時期が不適正であり、補助金返還を求める結果等となったものの、間伐等の施業が行われており(一部未完了)、受領された補助金の多くは森林の整備に使用されていた。

〔なお、組合は約78百万円を預り金として計上しており、この部分が未完了部分に相当していると説明している。〕

事案における県職員の誤った対応と懲戒処分等

- 補助金不適正受給事案には、未完了事業の申請容認や不適正な検査、事案を一部把握した際の不適切な対応、予算消化のプレッシャーを与える結果となる本庁林務部が北安曇地域の実態把握を怠っていたことなど県側の誤った対応
- これらについては、検証委員会での検証結果を踏まえ、停職等の懲戒処分、退職金返納といった厳正な対応を行った。
- 現時点での裁判の証言についても、これらの事実関係と食い違うものとは考えていない。

県職員の懲戒処分等

県職員の誤った対応	処分対象者	人数	処分内容
<ul style="list-style-type: none"> ・大北森林組合の一部事業が交付申請時まで完了していないことを知りながら補助金を交付していた。 ・適正な検査業務を行わなかった。 	北安曇地方事務所職員(当時)	16名	停職3月～ 減給1/10 1月 退職金返納処分
<ul style="list-style-type: none"> ・大北森林組合の平成25年度事業に未完了箇所が存在するという内容の報告を受けながら完成を優先するという誤った指示をしていた。 	本庁林務部職員(当時)	2名	減給2/10 3月 減給1/10 1月
<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくりアクションプランに基づく県全体の森林整備の推進に当たり、北安曇地域の実態把握を怠り、予算消化の過重なプレッシャーを与える結果を招いた。 	管理監督者(当時)	8名	減給1/10 1月～ 訓諭

※知事についても、事案に対する自身の責任の明確化のため、報酬の減額(1/10 3月)を実施

裁判での証言と県での再確認の内容

事案の検証	裁判での証言	再確認の内容
林務部本庁職員が、北安曇地事林務課職員の年度末の予算消化のための不適正な依頼等を了知していた事実は確認していない。	本庁職員が未完了事業の実施を認識していたと想像する。(地方事務所職員)	<p>時期的に年度末だったのでそうではないかと想像すると答えた。(地方事務所職員)</p> <p>1月に各地方事務所に予算消化を一斉にお願いする中で北安が引き受けてくれたので、予算の執行に協力いただけるという認識だった。組合が不適正なことをやっている認識は全くなかった。(本庁職員)</p> <p>年間を通して各地方事務所に事業の状況を照会し、余裕がある箇所を把握して調整していたので、できないことを前提に予算消化を押し付けるようなことはしていない。(本庁職員)</p>
	本庁は、闇繰りを前提に予算消化を押し付けてきたと私はとらえた。(地方事務所職員)	<p>自分の印象としては、時期をずらすとかを意味するものだと思ったということ。(地方事務所職員)</p> <p>早めに9月から地方事務所の担当と連絡を取り実施額の目途をつけ、翌年度への繰り越しもきちんと処理していたので未実施事業などの認識はなかった。(本庁職員)</p> <p>早期から事業の進捗状況を確認しながら予算執行を進めており、必要な場合は減額の補正予算も組んでおり、大北森林組合が不適正な申請を行っている認識は一切なかった。(本庁職員)</p>
北安曇地事林務課職員が、「全くの架空申請」を容認していたという事実は確認していない。	元専務から「県と打ち合わせている」と聞いていたので、県は容認していると思った。(組合職員)	<p>たとえ繰り越したとしてもそれを真っ先に仕上げるものであるから、全くの架空申請などは頭の隅にもなかった。(地方事務所職員)</p> <p>未完了事業の認識はあったが、その他の組合の不適正な申請に気が付いた場合は、指摘して排除もしていたし、組合を信じており、全くの架空であって実施するつもりがないものがあるという認識は一切なかった。(地方事務所職員)</p>

県職員の意識改革や組織風土の改善等への取組

- 組織風土改革に向け、部内のコミュニケーションを活性化や部トップによる課題把握等に取り組んでいる。
- しごと改革では、部全体の業務改善に向け、業務棚卸しを実施、リスク評価等を行い、改善に取り組んでいる。
- 造林事業の運用改善のため、要領改正等を行うとともに、2人体制の調査等厳格な検査により不適正な交付を防止。
- 組合の経営改善のため、公認会計士に同行等による組合検査の強化とともに専門家指導を実施。

全庁的なコンプライアンス推進

○コンプライアンス推進体制の整備

- ・コンプライアンス推進室設置
- ・コンプライアンス推進参与の設置

○意識改革・組織風土改革・しごと改革の一体的推進

- ・各部局・地方事務所に委員会の設置しコンプライアンス上の課題の検討等による意識改革
- ・職種を超えての交流等による職場風土の改革
- ・全庁一斉の業務棚卸等によるしごと改革



部局長等の研修

林務部の組織風土改革等

○林務部の組織風土改革

- ・本庁と現地機関のコミュニケーションを活発にするためのテレビ会議開催や部トップ自ら現地の課題を直接把握



現地機関を訪問し意見交換

○林務部のしごと改革

- ・事務事業全般の点検を行う「業務棚卸し」を実施し、延べ311項目の課題・提案が寄せられ、優先順位等の整理を行いつつ、業務を改善



ワークショップ(H28.11)

造林事業の運用改善

○要領改正等の運用改善

- ・施行地毎の写真添付の義務化など要領の改正を行い、森林組合等の林業事業者向けに周知徹底

○2人体制で厳格な調査実施

- ・適正な現地調査実施の牽制効果の確保のため、現地調査を2人体制で実施

林業事業者向け説明会(H28.4)



調査員

副調査員



2人体制での現地調査(H28.7)

公認会計士

県職員



公認会計士同行検査(H28.9)

森林組合の経営改善

○組合検査の強化

- ・県内全ての18組合の検査（うち10組合で本庁の行う全面検査）を実施、うち公認会計士に同行を4日間依頼、助言を受ける

○森林組合の経営改善の強化

- ・県森林組合連合会に委員会を設置し、各森林組合に対して、経営マネジメントや会計、ICTを活用した先進的な林業技術の有識者等を派遣し、改善指導を行う取組を支援（9月補正予算）